

令和8年8月4日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 9件
（うち扇風機1件、CDラジオ1件、
接続ケーブル（太陽光発電システム用）1件、
リチウム電池内蔵充電器1件、サーキュレーター1件、
エアコン（室外機）1件、接続箱（太陽光発電システム用）1件、
スピーカー（充電式）1件、ノートパソコン1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：松本、上田（俊）、別所、箭竹、上田（謙）

電 話：03(3507)9204（直通）

U R L：<https://www.caa.go.jp/>

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故
該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600463	令和8年7月25日	令和8年7月30日	扇風機	火災	事務所で当該製品から発火する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	石川県	
A202600464	令和8年7月13日	令和8年7月30日	CDラジオ	火災 軽傷1名	異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しており、1名が軽傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	静岡県	
A202600465	令和8年7月7日	令和8年7月30日	接続ケーブル(太陽光発電システム用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の施工状況を含め、現在、原因を調査中。	三重県	
A202600466	令和8年6月15日	令和8年7月30日	リチウム電池内蔵充電器	火災	異音が生じたため確認すると、当該製品から発火する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年7月28日
A202600467	令和8年7月13日	令和8年7月30日	サーキュレーター	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	茨城県	
A202600468	令和8年7月12日	令和8年7月31日	エアコン(室外機)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	熊本県	製造から10年以上経過した製品 令和8年7月24日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202600469	令和8年7月9日	令和8年7月31日	接続箱(太陽光発電システム用)	火災	当該製品から発煙し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	福岡県	製造から25年以上経過した製品 令和8年7月30日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202600470	令和8年6月23日	令和8年7月31日	スピーカー(充電式)	火災	当該製品を充電中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和8年7月9日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年7月21日
A202600471	令和8年7月19日	令和8年7月31日	ノートパソコン	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし